

公 示

公示第6号

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

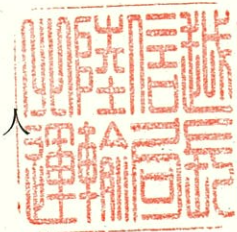
記

1. 申請者の氏名又は名称（住所並びに代表者の氏名省略）
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年4月25日

北陸信越運輸局長

佐橋 真人



(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称 (法人番号)	運賃ブロック	事案の概要		
			運賃及び料金の種類	現行	申請
別紙のとおり					

事案番号	申請者の氏名又は名称 (法人番号)	運賃ブロック	事案の概要					
			運賃及び料金の種類	現行	申請			
					運行区間	車種区分	定額運賃額	定額運賃額 (障害者割引適用)
6旅第2号	第一交通株式会社 (1100001020507)	長野県B地区	施設及びエリア に係る定額運賃	設定なし	茅野駅東口⇔唐沢鉱泉・桜平分岐	特定大型車	10,800円	9,720円
						大型車	10,700円	9,630円
						普通車	6,800円	6,120円